四万十市内の中小企業の皆様へ

令和３年度 中小企業振興資金制度のご案内

（新型コロナウイルス感染症対応融資を、令和２年度に続き、再実施します。）

制度概要

四万十市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の事業者の方々を支援するため、中小企業振興資金制度に新型コロナウイルス感染症対応として、**保証料ゼロ、４年間実質無利子、据置期間最大４年**の融資枠を創設しました。

対象資金は

・設備資金
・運転資金等

貸付利息は

年率1.80%以内

事後的に４年間は利子相当額を補給します

貸付限度額は

1,000万円

※令和２年度に貸付を受けた方は、その当初借入を含めて1,000万円を限度とします。

償還期間は

12年以内

（うち据置４年以内）

保証料は

市が**全額補給**します

融資枠は

５億円

（11/4、2億円増額）

取扱金融機関は

四国銀行、高知銀行、愛媛銀行
高知信用金庫、幡多信用金庫
宿毛商銀信用組合

要件は（主なもの）

・市税を滞納していない者
・ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ４号・５号の認定を受けている者

四万十市観光商工課
商工・雇用対策係
☎0880-34-1126（直通）

西土佐総合支所産業建設課
産業振興係
☎0880-52-1113（直通）

本制度融資は、金融機関と信用保証協会の協力により、中小企業の皆様に低利・長期で融資を行うものです。
金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございます。あらかじめご了承ください。